



# かっぱ新聞

第 112 号

令和 6 年 4 月 吉日

令和 6 年 4 月からの令和 6 年度障害福祉サービス改定の主な事項や算定要件等について、サービス毎の要点を記載します。**※改正内容や要件等は抜粋要約していますので、詳しくは下記参考資料をご覧ください。**

(出典): ○厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム第 45 回(令和 6 年 2 月 6 日)より

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001205321.pdf>

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001205322.pdf>

○厚生労働省 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での見直しの概要・令和6年度の申請様式等より

「制度概要・全体説明資料」<https://www.mhlw.go.jp/content/001223190.pdf>

## 【サービス共通】

(1) 処遇改善系加算の一本化、加算率の引き上げ (対象サービス: 処遇改善系加算対象の全サービス)

**※施行年月は令和6年6月1日ですのでご注意ください。経過措置区分(加算V)の加算率は参考資料にてご確認をお願いします。**

	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%

・福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化するとともに、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる。(経過措置区分として、令和6年度末まで現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを行う。)

・新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

・新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の 1/2 以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。

※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その 2/3 以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

(注)経過措置区分として、令和 6 年度末まで介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)を設け、現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにする。

(2) 情報公表未報告の事業所への対応 (対象サービス: 全サービス)

情報公表未報告減算	所定単位数の 5%を減算(新設) ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、計画相談支援、障害児相談支援の場合
-----------	--

① 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。

② また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

(3) 障害者虐待防止の推進(対象サービス: 全サービス)

虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1%を減算(新設)
-------------	------------------

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の 1%を減算する。

① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること

② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること

③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

## 【居宅介護】

基本報酬の見直し(抜粋) ※単位数はすべて1回あたり

身体介護、通院介助(身体伴う)				家事援助			
	改定前	⇒	改定後		改定前	⇒	改定後
30分未満	255 単位	⇒	256 単位	30分未満	105 単位	⇒	106 単位
30分～1時間	402 単位	⇒	404 単位	30分～45分	152 単位	⇒	153 単位
1時間～1時間30分	584 単位	⇒	587 単位	45分～1時間	196 単位	⇒	197 単位
1時間30分～2時間	666 単位	⇒	669 単位	1時間～1時間15分	238 単位	⇒	239 単位
2時間～2時間30分	750 単位	⇒	754 単位	1時間15分～1時間30分	274 単位	⇒	275 単位
通院介助(身体伴わず)							
30分未満	105 単位	⇒	106 単位				
30分～1時間	196 単位	⇒	197 単位				
1時間～1時間30分	274 単位	⇒	275 単位				

【重度訪問介護】

①基本報酬の見直し(抜粋) ※単位数はすべて1回あたり							
	改定前		改定後		改定前		改定後
1時間未満	185単位	⇒	186単位	2時間30分～3時間	550単位	⇒	553単位
1時間～1時間30分	275単位	⇒	277単位	3時間～3時間30分	640単位	⇒	644単位
1時間30分～2時間	367単位	⇒	369単位	3時間30分～4時間	732単位	⇒	736単位
2時間～2時間30分	458単位	⇒	461単位				

②熟練従業者による同行支援の見直し	
改定前	改定後
・障害支援区分6の利用者に対し、指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。	⇒ ・障害支援区分6の利用者に対し、(中略)当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。 ・指定重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、 <u>重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)</u> に対する支援に初めて従事し支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

【同行援護】

基本報酬の見直し(抜粋) ※単位数はすべて1回あたり			
	改定前		改定後
30分未満	190単位	⇒	191単位
30分～1時間	300単位	⇒	302単位
1時間～1時間30分	433単位	⇒	436単位
1時間30分～2時間	498単位	⇒	501単位
2時間～2時間30分	563単位	⇒	566単位
2時間30分～3時間	628単位	⇒	632単位

【行動援護】

基本報酬の見直し(抜粋) ※単位数はすべて1回あたり			
	改定前		改定後
30分未満	258単位	⇒	288単位
30分～1時間未満	407単位	⇒	437単位
1時間～1時間30分	592単位	⇒	619単位
1時間30分～2時間	741単位	⇒	762単位
2時間～2時間30分	891単位	⇒	905単位
2時間30分～3時間	1,040単位	⇒	1,047単位

【相談支援・障害児相談支援】

①基本報酬の見直し ※単位はすべて1月あたり							
計画相談支援 サービス利用支援費				障害児相談支援 障害児支援利用援助費			
	改定前		改定後		改定前		改定後
サービス利用支援費Ⅰ	1,522単位	⇒	1,572単位	障害児支援利用援助費Ⅰ	1,692単位	⇒	1,766単位
サービス利用支援費Ⅱ	732単位	⇒	変更なし	障害児支援利用援助費Ⅱ	815単位	⇒	変更なし
機能強化型利用支援費Ⅰ	1,864単位	⇒	2,014単位	機能強化型利用援助費Ⅰ	2,027単位	⇒	2,201単位
Ⅱ	1,764単位	⇒	1,914単位	Ⅱ	1,927単位	⇒	2,101単位
Ⅲ	1,672単位	⇒	1,822単位	Ⅲ	1,842単位	⇒	2,016単位
Ⅳ	1,622単位	⇒	1,672単位	Ⅳ	1,792単位	⇒	1,866単位
継続サービス利用支援費Ⅰ	1,260単位	⇒	1,308単位	継続障害児支援利用援助費Ⅰ	1,376単位	⇒	1,448単位
継続サービス利用支援費Ⅱ	606単位	⇒	変更なし	継続障害児支援利用援助費Ⅱ	662単位	⇒	変更なし
機能強化型継続利用支援費Ⅰ	1,613単位	⇒	1,761単位	機能強化型継続利用援助費Ⅰ	1,724単位	⇒	1,896単位
Ⅱ	1,513単位	⇒	1,661単位	Ⅱ	1,624単位	⇒	1,796単位
Ⅲ	1,410単位	⇒	1,558単位	Ⅲ	1,527単位	⇒	1,699単位
Ⅳ	1,360単位	⇒	1,408単位	Ⅳ	1,476単位	⇒	1,548単位

②主任相談支援専門員配置加算の変更			
主任相談支援専門員配置加算	100単位/月	⇒	主任相談支援専門員配置加算Ⅰ 300単位/月 主任相談支援専門員配置加算Ⅱ 100単位/月
主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者等に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。		⇒	加算(Ⅰ):地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。 加算(Ⅱ):主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

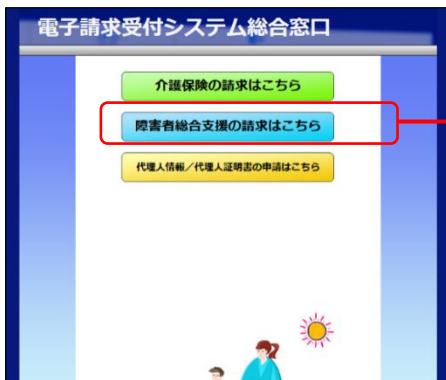
## 障害福祉サービス 令和6年4月以降の加算・減算等の届出について

各市町村より事業所様へご周知されていることと存じますが、改正に伴い「介護給付費の算定に係る届出書兼体制等状況一覧表」など、体制や加算・減算に関わる届出の提出が求められています。4月から新設、並びに要件が見直しされる加算・減算があるので、届出が未提出であったり届出内容に不備がある場合は国保連へ報酬請求しても支払いがされない、もしくは後日に過誤調整の対象となる可能性があります。つきましては、請求前に届出に漏れ等が無いか再度ご確認をお願いいたします。届出に必要な書類や、届出が未提出及び内容に不備があった場合の対応については各市町村により異なります。詳細は各市町村へご確認くださいませよう、お願いいたします。

### 電子請求受付システムにて、加算・減算の届出内容を確認できます

電子請求受付システムの「障害者総合支援の請求はこちら」メニューの【サービス情報詳細】画面では、加算・減算の届出内容を確認できます。4月からの新しい加算・減算の項目も設けられているのでご活用ください。【サービス情報詳細】画面への進み方は電子請求受付システムの操作マニュアルをご確認ください。

(電子請求受付システム総合窓口)



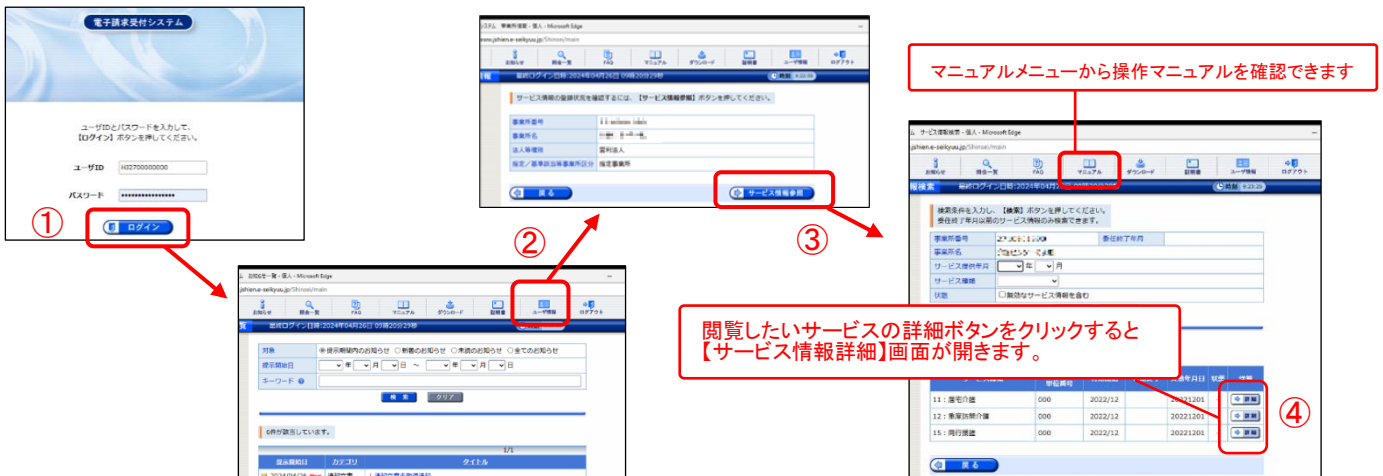
(サービス情報詳細画面)

※画像は電子請求受付システムのお知らせより抜粋



### 【サービス情報詳細】画面への進み方

※紙面の都合上、手順を一部省略して記載しております。また代理人 ID を使用している場合は画面が異なる場合があります。詳しい手順は電子請求受付システムの操作マニュアルをご確認ください。



### 介五郎 (@kaigorou\_info)



こんにちは！かいごろうです！最近ではメッセージで語尾に「。」をつけるとオジサン認定されるそうです！気をつけなくちゃですね！ちなみに X(旧 twitter)って使ってますか？今日からアカウント使っているよーって、もらったので気楽に始めたいと思います！興味があったら見てください。

